

令和5年4月

第4回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年4月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	柳下 浩一朗	2番	小川 充
3番	染谷 文夫	4番	櫻井 守
5番	雨貝 洋子	6番	白石 悟
7番	對崎 徳男	8番	大野 博司
9番	石島 繁	10番	加園 秀信
11番	吉田 新一	12番	青木 道子
13番	飯岡 勉	14番	本橋 文男
15番	野堀 良夫	16番	飯島 孝一
17番	遠藤 道夫	19番	飯野 和男
20番	市村 元則	21番	蛭原 昇
22番	坂入 誠		

欠席委員

な し

事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課 長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	今野 重彰
農業行政課	係 長	廣引 康則
農業行政課	主 事	塚原 惇司

1 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
- 議案第 5号 現況証明の発行可否について
- 議案第 6号 農地改良協議に対する同意について
- 議案第 7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 8号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第 9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 議案第 10号 農地法第3条の規定による許可の取消について
- 日程第3 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第 2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内的の農地転用届出について
- 報告第 3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内的の農地転用届出について
- 報告第 4号 農地法第4条の規定による制限除外の農地の移動届について
- 報告第 5号 農地法第5条の規定による制限除外の農地の移動届について
- 報告第 6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第 7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 報告第 8号 つくば市農業委員会事務局職員の人事について

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、令和5年第4回総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、進行の一部を務めさせていただきます、本年4月1日から事務局長になりました鳴海と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

総会開会前に、少々お時間を頂きまして、令和5年、本年の4月1日付の人事異動について御報告させていただきたいと思っております。

皆様のお手元にあります第4回総会議案、A3の横で冊子になっているものでございます。そちらの最終ページを御覧ください。

事務局職員の人事については、こちら最終ページに記載のとおりでございますが、新任職員をここで紹介させていただきます。

まず、再任用職員として当事務局に配属になりました大野主査です。

事務局（大野主査）

大野と申します。よろしくお願いします。

事務局（鳴海事務局長）

続いて、建設部公園・施設課から当該事務局に配属になりました吉村主任です。

事務局（吉村主任）

吉村と申します。よろしくお願いします。

事務局（鳴海事務局長）

最後に、令和5年度新規採用職員として当該事務局に配属になりました野口主事でございます。

事務局（野口主事）

野口と申します。よろしくお願いします。

事務局（鳴海事務局長）

私、鳴海も含めまして、以上4人、委員の皆様の御高配を賜りますようよろしくお願いします申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。

飯野会長、よろしくお願いします。

会 長（飯野 和男）

皆さんこんにちは。今日は御苦勞様です。

大分暖かくなりまして、水田における農作業の季節がすぐそこまで来ているような時期になってまいりました。また、付近の土地改良区でも田植えの開始時期が用水の供給開始の都合で例年よりも3日ぐらい遅くなるのではないかというような話も聞いてますので、農作業に支障をきたしてしまうところも出てくるのではないかなというような心配をしております。これから作業準備を含めて忙しい日々が続くと思いますが、健康に留意しながら進めていただければと思います。

本日はどうぞよろしくお願いします。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

本総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和5年第4回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日の出席委員数は21名で、定足数に達していることから、令和5年第4回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席1番柳下浩一郎委員、議席2番小川 充委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一朗委員

去る4月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号2番については、水稲、芝を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号3番については、水稲、芝を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号4番については、水稲、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号5番については、市内に本店を置く農地所有適格法人で、野菜、芝を作付けしており、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号6番、7番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請者は、新規に就農するため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番から7番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る4月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号8番については、主に水稲、芝を作付けしている農家で、申請地には粟を作付けする予定です。

提出番号9番については、主に水稲を作付けしている法人で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号10番については、主に水稲を作付けしている法人で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号11番については、主に野菜類を作付けしている農家で、申請地には落花生を作付けする予定です。

提出番号12番については、主に水稲、野菜類を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号8番から12番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、荻崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る4月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号13番については、申請人は、市内に本店を置き、主に野菜を栽培している農地所有適格法人で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号14番から17番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は、県内に本店を置く農地所有適格法人で、野菜、ササキを作付けしており、申請地にはササキを作付けする予定です。

以上のことから、提出番号13番から17番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、大穂地区分について、染谷委員、お願いいたします。

染谷文夫委員

去る4月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号18番については、市内に本店を置く農地所有適格法人で、ブルーベリーを作付けしており、申請地にはブルーベリーを作付けする予定です。

提出番号19番については、水稲、芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号18番、19番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続いて、筑波地区分について、櫻井委員、お願いいたします。

櫻井 守委員

去る4月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号20番については、市内に本店を置き、水稲、野菜を栽培している農業法人で、今回、解除条件つきで農地を借り受けるものです。申請地には、水稲を栽培する予定です。

提出番号21番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 22 番については、水稲、野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号 23 番については、農業経営開始のため申請地を借り受けるもので、水稲、野菜を作付けする予定です。

提出番号 24 番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 25 番については、水稲、野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲、野菜を作付けする予定です。

提出番号 26 番については、受人が取下げの要望があり、その書類が整わないために継続審議といたします。

以上のことから、提出番号 26 番については継続審議。提出番号 20 番から 25 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、桜地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡 勉委員

去る 4 月 10 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号 27 番については、水稲、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 27 番については、農機具等を確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 1 号の説明及び報告が終わりました。

提出番号 26 番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号 26 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号 26 番に対する質疑を終結いたします。

提出番号 26 番については、櫻井委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号、提出番号26番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号1番から25番、27番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて提出番号1番から25番、27番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から25番、27番については、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号1番から25番、27番については、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題としたいと思います。事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一朗委員

去る4月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番と2番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、市内で主にアパート経営を行っている個人事業者です。今般、アパート経営による資産の有効活用を図る目的で、共同住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番、2番については、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、大穂地区分について、染谷委員、お願いいたします。

染谷文夫委員

去る4月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で医療クリニックを経営する医師で、今般、新型コロナウイルスの感染分類の第5類への移行に伴い、患者の増加が見込まれるため、自身が代表を務める医療法人への一括貸しとなる貸し駐車場用地として貸し付けるため、申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車5台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号3番については、一般基準を満たしており、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、桜地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡 勉委員

去る4月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号4番については、現地を確認し審査した結果、パネル下部での過去の作物等の単収が国が定める基準に達していないことから、今後の営農計画について、申請人を呼び出し、聞き取り調査の上、再度審議する必要があると判断したため、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号4番については継続審議といたしますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

提出番号4番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号4番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

対崎委員、お願いします。

対崎徳男委員

豊里地区の対崎です。参考までにお聞かせ願いたいのですが、こちら下部農地での作物が基準に達していないということですが、豊里地区においても、やはり下部農地での作物がなかなかうまく育っていない営農型の発電施設を見受けることがあります。ですから、どのような感じで作物があまり育っていないのかというのを、事務局からお聞かせいただければと思うのですが、よろしくお願いいたします。

議長（飯野 和男）

事務局のほうで説明をお願いします。

事務局（廣引係長）

下部農地での営農作物につきましては、プラム、柿、桃、ブドウの果樹となっております。

また、これまでに収穫された収量につきましては、一般的な標準収量と比較するとプラムが5%、柿が5%、桃が1.6%、ブドウが2.1%ということで、ほとんど収穫されていない状況となっております。

以上でございます。

対崎徳男委員

ありがとうございました。

議長（飯野 和男）

柳下委員、お願いします。

柳下浩一郎委員

豊里地区の柳下です。提出番号4番の備考欄に、許可日から令和15年4月12日までの一時転用と記載されていますが、この一時転用の期間というのは最大どこまでとか決まっているのかということと、この4月12日までというのは何か意味があるのでしょうか。通常は、許可日から3年とか、許可から10年という記載のケースが多かったと思いますので教えていただければと思います。

議長（飯野 和男）

事務局のほうで説明をお願いします。

事務局（廣引係長）

許可日から10年間という記載を日付ベースで書き加えた場合、令和15年4月12日までという形で記載をしております。

また、こちらの申請につきましては、認定農業者の資格を取得されている方からの申請となっております、そちらの要件から10年間での申請となっております。

以上でございます。

柳下浩一朗委員

ありがとうございました。

議 長（飯野 和男）

そのほか何かありますか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

提出番号4番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号4番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号4番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号4番については、飯岡委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号、提出番号4番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号1番から3番について、審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号1番から3番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から3番については、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号1番から3番については、許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、桜地区において調査を実施しておりますので、飯岡委員より調査結果の報告をお願いいたします。

飯岡 勉委員

去る4月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番については、令和5年1月16日付けつくば農委指令第3号をもって建て売り住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更を申請するものです。

提出番号2番については、令和5年1月16日付けつくば農委指令第3号をもって建て売り住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更を申請するものです。

以上のことから、提出番号1番、2番については、承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。
続きまして、議案第3号の質疑に入ります。
質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第3号について、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第4号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
まず最初に、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一朗委員

去る4月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号1番については、農地区分は第1種と判断しました。
申請者は、市内で土木工事業を営む法人です。今般、既存の資材置場を土地所有者に返還することになったため、申請地を新たに借り受け、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、コンクリート製品、工事用碎石、造園工事用土砂を置く計画で、資金については自己資金で賄う予

定です。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

4月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、手狭になってきたため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内に本店を置く不動産業と建設業を営む法人です。宅地の分譲を主な業務として行ってまいりましたが、今後は自社で施工できる工事は自社で施工するべく、申請地を取得し、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、敷地内を砕石敷きとし、雨水は北側、傾斜地に雨水浸透施設を設け、周囲をブロックで囲った上、コンクリート製品置場と砕石置場、普通車3台、大型車2台分の駐車場を確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号4番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号5番については、農地区分は第2種及び第3種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き、全国的に飲食チェーン店を展開する法人です。近年閉店した申請地付近の商業施設内に店舗を持っており、付近で移転先が見つかったため、申請地を借り受け、飲食店店舗として申請するものです。

許可後の利用方法は、鉄骨造り平屋建ての店舗1棟を建築の上、従業員と来客用の駐車場を確保する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内に本店を置き、不動産業を営む法人です。近年のコロナ禍のような非常事態にも対応できるよう、事業を多角的に展開すべく申請地を取得し、自動車板金工場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、鉄骨造り平屋建ての工場1棟、従業員と来客用の駐車場に加え、車両置場を確保する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整って

おります。

提出番号7番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内の両親が所有する家に同居しておりますが、独立した生活と通訳業をしている妻が中国語教室を開業するため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号10番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号2番から10番については、一般基準に適合の上、第1種農地と第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、荻崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る4月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号11番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、つくば市で現在の保育所が耐震基準を満たさない施設であることから、施設利用者の安全性を考慮し建て替えることから、保育所用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、鉄骨2階建ての保育所1棟を建築の上、職員、保護者用駐車場を確保する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く高性能ゴム成形品の製造、販売業を営む法人です。今般、事業の規模拡大に伴い工場を増設し、新たに従業員を雇うことになったことから、申請地を借り受け、従業員用の駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面をアスファルト舗装とし、雨水は敷地内浸透及び浸透ますによる処理とした上で、普通自動車87台分の駐車スペースを確保す

る計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号11番、12番については、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、大穂地区分について、染谷委員、お願いいたします。

染谷文夫委員

去る4月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号13番と17番については、同一申請人のため一括して御説明いたします。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地及び第1種と判断しました。

今般、野焼き防止のための葉刈り芝用のストックヤード用地として申請されたものです。令和8年3月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、敷地を全面鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、葉刈り芝を集積するための大型コンテナをそれぞれ1基設置する計画です。資金については、自己資金で賄う予定となっております。

提出番号14番については、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、市内で土木工事業を営む法人です。今般、既存の資材置場が、業務の拡大により手狭となり支障を来していることから、申請地を新たに取得し、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、立木、枝、ラフタークレーン2台、アームアタッチメント等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号15番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で土木工事業を営む法人です。今般、既存の資材置場が業務の拡大により手狭なことから、申請地を取得し、資材置場用地として利用すべく申請されたものです。

許可後の利用方法は、周囲をロープで囲み、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理した上で、バックホー1台、工事用車両1台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で土木工事業を営む法人です。今般、既存の資材置場が業務の拡大により手狭となり支障を来していることから、申請地を新たに取得して、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をブロックで囲み、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理した上で、重量コンクリートブロック、砕石、砂を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号18番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号13番から18番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地第1種農地、第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、桜地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡 勉委員

去る4月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号19番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号20番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号21番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号22番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号23番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号24番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号25番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号26番については、農用地区域内農地及び第3種農地と判断いたしました。

申請者は、県内で建設業を営む法人です。先般、申請地を隣接地の社会福祉施設の建築工事を受注し、その現場付近に資材置場を設置することが必要になったことから、資材置場用地として申請するものです。令和5年9月20日までの一時転用です。

なお、当初許可を得た一時転用の期間を過ぎてしまっていることから、始末書つきの申請となっております。

許可後の利用方法は、周囲を仮囲いし、雨水は敷地内浸透処理した上で、全面を砕石敷き、一部を鉄板敷きとした上で、砂や砕石等の建築用資材を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号27番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、自己所有のマンション住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号28番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、自己所有のマンション住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号29番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、自己所有の共同住宅住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号30番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産業を営む法人です。今般、申請地を取得し、建築条件つき販売用地として3区画を販売する計画ですが、土地所有者が申請地の一部を住宅進入路として無断で使用してしまっていることから、始末書つきの申請となっております。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号31番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く医療法人で、今般、新たに診療所を建設するに当たり、申請地を借り受け、診療所用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造平屋建ての診療所1棟を建築の上、職員及び来客用の駐車場を確保する計画で、資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号19番から31番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可については、許可することに決定いたします。

なお、提出番号3番、31番につきましては、30アールを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第5号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一朗委員

去る4月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、

証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わりにします。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る4月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、農業用機械等により簡単に耕作が可能となる土地であることを判断いたしました。

提出番号3番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号2番については、非農地証明の範囲に該当しないと思われま
す。提出番号3番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し
支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、筑波地区分について、櫻井委員、お願いいたします。

櫻井 守委員

去る4月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況とな
っております。

以上のことから、提出番号4番については、非農地証明の範囲と認められることから、
証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

提出番号2番については、証明発行否との報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号2番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号2番に対する質疑を終結いたしま

す。

これより採決いたします。

提出番号2番については、青木委員報告のとおり、証明発行否とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号、提出番号2番は、証明発行否とすることに決定いたします。

続きまして、提出番号1番、3番、4番について、審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号1番、3番、4番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番、3番、4番については、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否についての提出番号1番、3番、4番は、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第6号 農地改良協議に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第6号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、筑波地区において調査を行っておりますので、櫻井委員より調査結果の報告をお願いいたします。

櫻井 守委員

去る4月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、耕作地の土壌改良を図るべく、覆土するため申請されたものです。

作谷地内にある山林の土を用い盛土する計画で、盛土完了後は大豆を作付けする予定です。

提出番号2番については、耕作地の土壌改良を図るべく、覆土するため申請されたものです。

作谷地内にある山林の土を用いて盛土する計画で、盛土完了後は大豆を作付けする予定です。

提出番号3番については、耕作地の土壌改良を図るべく、覆土するため申請されたものです。

作谷地内にある山林の土を用いて盛土する計画で、盛土完了後は大豆を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番から3番については、同意しても差し支えないと思われませんが、尚一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第6号の説明及び報告が終わりました。

これより審議に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

蛭原です。作谷地区にある山林からの土を用いて盛土するということですが、筑波山の山林から発生する土を用いるのならわかるのですが、説明のあった作谷地区は、平らな土地かと思われませんが、搬出した後はどうなるのでしょうか。

議 長（飯野 和男）

事務局のほうで説明をお願いします。

事務局（飯泉課長補佐）

4月7日に開催された筑波地区の現地調査会において、盛土で使用する土の発生場所を確認してきました。現況は山林の状態となっておりますが、隣の土地で資材置場を拡張するための造成工事を施工中で、山林側との高低差があることから、山林の立木の抜根をしたうえで、山林部分を含めた一帯を造成する計画です。造成工事により発生した余剰土を用いて盛土する計画となっております。

以上でございます。

蛭原 昇委員

ありがとうございました。

議長（飯野 和男）

そのほかに何かありましたら、お願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第6号について、櫻井委員報告のとおり、同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

議長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案書23ページになります。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和5年3月17日付けで農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について御説明いたします。

提出番号1番、豊里地区で3年間の貸借権を設定するものです。

以降、提出番号35番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区1件、谷田部地区19件、茎崎地区8件、大穂地区1件、筑波地区1件、桜地区5件となります。

以上、これらについては、全て農業経営基盤強化促進法に適合していると思われませんが、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号33番、34番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

提出番号1番から32番、35番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて提出番号1番から32番、35番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から32番、35番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号、1番から32番、35番について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、提出番号33番、34番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、吉田委員の退席を求めます。

（吉田新一委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号33番、34番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて提出番号33番、34番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号33番、34番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号、提出番号33番、34番について、原案のとおり決定いたします。

吉田委員の復席を求めます。

(吉田新一委員 復席)

議案第8号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業)

議長(飯野 和男)

次に、議案第8号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)を議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局(廣引係長)

議案書28ページになります。

議案第8号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定、農地中間管理事業について御説明いたします。

こちらは、市長より令和5年3月17日付けで農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

提出番号1番、豊里地区で10年間賃借権を設定するものです。

以降、提出番号12番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区12件となっております。

これらにつきましては、全て農業経営基盤強化促進法に適合していると思われませんが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長(飯野 和男)

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号1番から11番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

提出番号12番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長(飯野 和男)

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号12番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号12番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号、提出番号12番について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、提出番号1番から11番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、染谷委員、櫻井委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の退席を求めます。

（染谷文夫委員、櫻井 守委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号1番から11番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号1番から11番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から11番を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号、提出番号1番から11番について、原案のとおり決定いたします。

染谷委員、櫻井委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の復席を求めます。

（染谷文夫委員、櫻井 守委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 復席）

議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案書31ページになります。

議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和5年4月3日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見を求められておりますので、内容について御説明いたします。

整理番号1番、豊里地区で4年10か月間賃借権の設定を行うものです。計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するもので、以降、整理番号5番まで議案書記載のとおりで、5件となります。

以上、これらについては、先般行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号に適合されているため、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第9号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案のとおり承認いたします。

議案第10号 農地法第3条の規定による許可の取消について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第10号 農地法第3条の規定による許可の取消についてを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第10号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、谷田部地区で調査を実施しておりますので、青木委員より調査結果の報告をお願いいたします。

青木道子委員

去る4月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番について、説明いたします。

願出人は、令和4年6月13日付けで農地法第3条の許可を受けましたが、売買契約を解消したため、許可の取消しを願ひ出るものです。

現地を確認したところ、許可時の状況と変わりなく、土地の登記も変更ないことから、許可の取消しをしても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第10号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第10号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号について、許可を取り消すことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第10号 農地法第3条の規定による許可の取消については、許可を取り消すことに決定いたします。

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から8号についてですが、内容は議案書37ページから64ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第8号について、質問等はございませんか。

よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告案件を終了いたします。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和5年第4回総会を閉会いたします。

【午後2時50分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員